

No. 1 4

令和5年（6月）

第3回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市

## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 3 7 号 第 3 8 号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例 の改正点	市民税課 資産税課	1
第 3 9 号	専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の改正点	保険年金課	2
第 4 1 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課	3
第 4 2 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照 表	資産税課	2 3
第 4 3 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照 表	建築審査課	2 4
第 4 4 号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表	予 防 課	4 4
第 4 5 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	4 8
第 4 6 号	業者名及び入札結果 (高規格救急自動車)	警 防 課 (契約課)	5 9
第 4 7 号	業者名及び入札結果 (消防ポンプ自動車(CD-I型))	消防総務課 (契約課)	6 0
第 4 8 号	業者名及び入札結果 (高度救命処置用資機材等)	警 防 課 (契約課)	6 1
第 4 9 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	6 2
第 5 0 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	6 5

議案第37号及び議案第38号の参考資料

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の改正点

税目	条 項	改 正 の 内 容
固定資産税	市税条例	固定資産税の課税標準の特例
	附則 第10条の2	<p>中小企業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した一定の要件を満たす機械・装置・事業用家屋・構築物等について、取得した翌年度から3年間固定資産税の課税標準を0とする特例（わがまち特例）を取得期間の経過により特例が廃止となるため規定の整備を行う。</p> <p>【取得期間】 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>【適用期間】 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分</p> <p>【特例割合】 0 （地方税法附則第64条では、「0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」としている。）</p> <p>特例対象件数 49件 軽減税額 約1,065万円</p> <p>※ わがまち特例として条例に定める特例は廃止となるが、地方税法において、先端設備等導入計画に従って令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した一定の要件を満たす機械・装置等について、固定資産税の課税標準を2分の1（一定の要件を満たす場合3分の1）とする特例が新設された。</p>
都市計画税	都市計画税条例	都市計画税の課税標準の特例
	附則第7項 ・第21項	地方税法の課税標準の特例に関する規定が改正されたことに合わせて、条例で引用する項の規定の整備を行う。

専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の改正点

1 改正の概要

低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の減額判定に係る所得の基準額の引上げを行ったもの

2 改正の内容

条項	改正前の内容	改正点	改正後の内容
第22条 第1項 第2号	<p>【5割減額の判定基準額】</p> $43万円 + 28万5,000円 \times (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}(\text{※})\text{の合計数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	<p>被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に乘すべき金額の引上げ</p> $28万5,000円 \Rightarrow 29万円$	<p>【5割減額の判定基準額】</p> $43万円 + 2.9万円 \times (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者}(\text{※})\text{数の合計数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
第22条 第1項 第3号	<p>【2割減額の判定基準額】</p> $43万円 + 5.2万円 \times (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者}(\text{※})\text{数の合計数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	<p>被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に乘すべき金額の引上げ</p> $5.2万円 \Rightarrow 5.3万5,000円$	<p>【2割減額の判定基準額】</p> $43万円 + 5.3万5,000円 \times (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者}(\text{※})\text{数の合計数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

◎第22条第2項の未就学児の減額も同じ基準となる。

※ 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度の被保険者となったことから国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、喪失後も継続して同一の世帯に属するものをいう。

熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条 項	改 正 内 容				
固定資産税	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	<p>わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <p>以下の対象資産に係るわがまち特例の減額割合を定める。</p> <table border="1" data-bbox="520 510 1442 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 510 1070 568">対象資産</th> <th data-bbox="1070 510 1442 568">減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 568 1070 801">マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した建物</td> <td data-bbox="1070 568 1442 801">3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象資産に係る固定資産税について、減額割合を乗じた額に相当する額を減額する。</p> <p><b>【適用】</b> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に工事を実施した建物について、工事が完了した翌年度分の固定資産税について適用する。</p>	対象資産	減額割合	マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した建物	3分の1
	対象資産	減額割合				
マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した建物	3分の1					
附則第10条の2	<p>“グリーン化特例”（軽課税率）の延長</p> <p>電気自動車等及び営業用乗用車に係るグリーン化特例の適用期間の延長を行う。</p> <p><b>【電気自動車等】</b> 税率のおおむね75%を軽減する特例の適用期間を3年間延長する。 （令和5年4月1日から令和8年3月31日までに初回車両番号指定を受けた車両を対象とし、取得した翌年度の税率を軽減する。）</p> <p><b>【営業用乗用車】</b> ① 令和12年度燃費基準90%達成車について、税率のおおむね50%を軽減する特例の適用期間を3年間延長する。 （令和5年4月1日から令和8年3月31日までに初回車両番号指定を受けた車両を対象とし、取得した翌年度の税率を軽減する。）</p> <p>② 令和12年度燃費基準70%達成車について、税率のおおむね25%を軽減する特例の適用期間を2年間延長する。 （令和5年4月1日から令和7年3月31日までに初回車両番号指定を受けた車両を対象とし、取得した翌年度の税率を軽減する。）</p>					
軽自動車税	軽自動車税の種別割の税率の特例	<p>附則第16条</p>				

熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市税条例（平成17年条例第63号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべ</u></p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>き事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支</p>	<p><u>2</u> <u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支</p>

改正案	現行
<p>払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)</u>の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び県民税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2～6 (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によって当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定</u>によって当該納税者の未納に係る徴収金に<u>充当する</u>。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている</p>

改正案	現行
<p>年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。</u>以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条の6 （略）</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る</p>	<p>年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条の6 （略）</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る</p>

改 正 案	現 行
<p>特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を<u>施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項の申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項</p>	<p>特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定</u>によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に<u>充当する。</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を<u>施行規則第22号の4様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項の申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項</p>

改正案	現行
<p>の規定の適用がある場合で当該申告書 がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p>	<p>の規定の適用がある場合で当該申告書 がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">年 額 3, 7 0 0 円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金</p>

改 正 案	現 行
<p>額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、そ</p>	<p>額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、そ</p>

改 正 案

れぞれ同表の右欄に定めるものとする。

法附則第15条の8 第2項	(略)
法附則第15条の9 の3第1項	3分の1

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲

現 行

れぞれ同表の右欄に定めるものとする。

法附則第15条の8 第2項	(略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲

改 正 案	現 行
<p>げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった耐震改修に要した費用</p> <p>(6) （略）</p> <p><u>14</u> （略）</p> <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 （略）</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の5 （略）</p> <p>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p><u>（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u></p> <p><u>第10条の6</u> 法附則第16条の4第1</p>	<p>げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった耐震改修に要した費用</p> <p>(6) （略）</p> <p><u>13</u> （略）</p> <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 （略）</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の5 （略）</p> <p>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第１６条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第１６条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>４ 法附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第１６条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」とあるのは「附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第６項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>

改 正 案	現 行
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別</p>	<p><u>第15条の2の2 法第451条第1項第1号</u> (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる<u>三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)</u>に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が<u>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)</u>に行われたときに限り、<u>第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、<u>当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定</p>

改 正 案	現 行																		
<p>割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		
(略)	(略)																		
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3, 900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">2, 000円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td style="text-align: center;">6, 900円</td> <td style="text-align: center;">3, 500円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)a</td> <td style="text-align: center;">10, 800円</td> <td style="text-align: center;">5, 400円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td style="text-align: center;">3, 800円</td> <td style="text-align: center;">1, 900円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)b</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> <td style="text-align: center;">2, 500円</td> </tr> </table>	第2号ア	3, 900円	2, 000円	(イ)			第2号ア	6, 900円	3, 500円	(ウ)a	10, 800円	5, 400円	第2号ア	3, 800円	1, 900円	(ウ)b	5, 000円	2, 500円
第2号ア	3, 900円	2, 000円																	
(イ)																			
第2号ア	6, 900円	3, 500円																	
(ウ)a	10, 800円	5, 400円																	
第2号ア	3, 800円	1, 900円																	
(ウ)b	5, 000円	2, 500円																	
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3, 900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3, 000円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td style="text-align: center;">6, 900円</td> <td style="text-align: center;">5, 200円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)a</td> <td style="text-align: center;">10, 800円</td> <td style="text-align: center;">8, 100円</td> </tr> </table>	第2号ア	3, 900円	3, 000円	(イ)			第2号ア	6, 900円	5, 200円	(ウ)a	10, 800円	8, 100円						
第2号ア	3, 900円	3, 000円																	
(イ)																			
第2号ア	6, 900円	5, 200円																	
(ウ)a	10, 800円	8, 100円																	

改 正 案	現 行									
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける<u>三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車</u>（以下この項及び次項において「<u>ガソリン軽自動車</u>」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8</p>	<table border="1" data-bbox="884 224 1442 358"> <thead> <tr> <th></th> <th>円</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)b</td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車</u>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に</p>		円		第2号ア	3,800円	2,900円	(ウ)b	5,000円	3,800円
	円									
第2号ア	3,800円	2,900円								
(ウ)b	5,000円	3,800円								

改正案	現行
<p>年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を</p>	<p><u>限り、当該ガソリン軽自動車</u>が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を</p>

改 正 案	現 行
<p>加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第 17 条の 2 <u>昭和 63 年度から令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>昭和 63 年度から令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなる場合においては、当</p>	<p>加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第 17 条の 2 <u>昭和 63 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>昭和 63 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなる場合においては、当</p>

改 正 案	現 行
該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)	該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)

議案第42号の参考資料

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～20 （略）</p> <p>21 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、<u>第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～20 （略）</p> <p>21 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは<u>第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

議案第43号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成17年条例第66号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		
別表（第2条関係）		
	事務の種類	手数料の額
48の 15	(略)	(略)
<u>48の 15の 2</u>	<u>建築物の容積率の特例認定 の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>
48の 20	建築物の高さの許可（建築 基準法第55条第3項又は 第4項各号の規定によるも のをいう。）の申請に対する 審査	(略)
55の 16	低炭素建築物新築等計画の 認定の申請に対する審査 （次号に規定する審査を除 く。）	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律 （平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に 適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関す る法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場 合 (1) 一戸建ての住宅 5,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のとき 23,000円 ③ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のとき 52,000円

現 行

別表（第2条関係）

	事務の種類	手数料の額
48の 15	(略)	(略)
48の 20	建築物の高さの許可（建築基準法第55条第3項各号の規定によるものをいう。）の申請に対する審査	(略)
55の 16	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>ア <u>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u> 5,000円</p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住戸部分</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>申請に係る一の建築物の住戸数（以下この号及び第55号の18において「住戸数」という。）が1戸のとき</u> 5,000円</p> <p>(ii) <u>住戸数が1戸を超え5戸以内のとき</u> 10,000円</p> <p>(iii) <u>住戸数が5戸を超え10戸以内のとき</u> 18,000円</p> <p>(iv) <u>住戸数が10戸を超え25戸以内のとき</u> 31,000円</p> <p>(v) <u>住戸数が25戸を超え50戸以内のとき</u> 52,000円</p>

④ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 94,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円

② 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 19,000円

③ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 31,000円

④ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 94,000円

⑤ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 149,000円

⑥ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 188,000円

⑦ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準等省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 40,000円

② 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 44,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 80,000円

② 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 135,000円

③ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 230,000円

④ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 330,000円

㊦ 住戸数が50戸を超え100戸以内のとき 94,000円

㊧ 住戸数が100戸を超え200戸以内のとき 149,000円

㊨ 住戸数が200戸を超え300戸以内のとき 188,000円

㊩ 住戸数が300戸を超えるとき 201,000円

(3) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㊰ 床面積の合計（申請に係る一の建築物の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が300平方メートル以内のとき 10,000円

㊱ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 19,000円

㊲ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 31,000円

㊳ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 94,000円

㊴ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 149,000円

㊵ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき 188,000円

㊶ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 235,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額

(1) 一戸建ての住宅 38,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㊰ 住戸数が1戸のとき 38,000円

㊱ 住戸数が1戸を超え5戸以内のとき 66,000円

㊲ 住戸数が5戸を超え10戸以内のとき 96,000円

㊳ 住戸数が10戸を超え25戸以内のとき 140,000円

㊴ 住戸数が25戸を超え50戸以内のとき 203,000円

㊵ 住戸数が50戸を超え100戸以内のとき 301,000円

000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 66,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 121,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 183,000円

エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 267,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 334,000円

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 432,000円

(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 616,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 759,000円

(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 898,000円

(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 1,024,000円

オ ア以外の場合で、基準等省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定

円

㉒ 住戸数が100戸を超え200戸以内のとき 411,000円

㉓ 住戸数が200戸を超え300戸以内のとき 539,000円

㉔ 住戸数が300戸を超えるとき 633,000円

(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㉒ 床面積の合計が300平方メートル以内のとき 111,000円

㉓ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 145,000円

㉔ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 192,000円

㉕ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 303,000円

㉖ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 394,000円

㉗ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき 474,000円

㉘ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 553,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準等省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㉒ 床面積の合計が300平方メートル以内のとき 250,000円

㉓ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 317,000円

㉔ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 412,000円

㉕ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 591,000円

㉖ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 731,000円

		<p>める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>102,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき <u>130,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき <u>171,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき <u>277,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき <u>362,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき <u>435,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき <u>510,000円</u></p>
55の17	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	<p>前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア～ウ （略）</p>
55の18	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>① 床面積の合計が300平方メートル未満のとき <u>5,500</u></p>

		<p>㉒ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき <u>867,000円</u></p> <p>㉓ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>989,000円</u></p> <p>(5) <u>住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（基準等省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合に限る。）</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>㉔ 床面積の合計が300平方メートル以内のとき <u>91,000円</u></p> <p>㉕ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき <u>118,000円</u></p> <p>㉖ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき <u>158,000円</u></p> <p>㉗ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき <u>259,000円</u></p> <p>㉘ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき <u>343,000円</u></p> <p>㉙ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき <u>414,000円</u></p> <p>㉚ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>486,000円</u></p>
55の17	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	<p>前号ア又はイの合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア～ウ （略）</p>
55の18	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>㉒ 住戸数が1戸のとき <u>2,500円</u></p>

円

(i) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 11,500円

(ii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 26,000円

(iii) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 47,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 9,500円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 15,500円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 47,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 74,500円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 94,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 117,500円

イ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 40,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 67,500円

- (i) 住戸数が1戸を超え5戸以内のとき 5,000円
- (ii) 住戸数が5戸を超え10戸以内のとき 9,000円
- (iii) 住戸数が10戸を超え25戸以内のとき 15,500円
- (iv) 住戸数が25戸を超え50戸以内のとき 26,000円
- (v) 住戸数が50戸を超え100戸以内のとき 47,000円
- (vi) 住戸数が100戸を超え200戸以内のとき 74,500円
- (vii) 住戸数が200戸を超え300戸以内のとき 94,000円
- (viii) 住戸数が300戸を超えるとき 100,500円

(3) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (i) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の変更後の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が300平方メートル以内のとき 5,000円
- (ii) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 9,500円
- (iii) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 15,500円
- (iv) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 47,000円
- (v) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 74,500円
- (vi) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき 94,000円
- (vii) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 117,500円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額

- (1) 一戸建ての住宅 19,000円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (i) 住戸数が1戸のとき 19,000円
  - (ii) 住戸数が1戸を超え5戸以内のとき 33,000円
  - (iii) 住戸数が5戸を超え10戸以内のとき 48,000円
  - (iv) 住戸数が10戸を超え25戸以内のとき 70,000円

㉒ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 115,000円

㉓ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 165,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㉒ 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 10,000円

㉓ 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 11,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㉒ 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 19,000円

㉓ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 33,000円

㉔ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 60,500円

㉕ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 91,500円

エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 133,500円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 167,000円

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 216,000円

(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 308,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 379,500円

(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 449,000円

(v) 住戸数が25戸を超え50戸以内のとき 101,500円

(vi) 住戸数が50戸を超え100戸以内のとき 150,500円

(vii) 住戸数が100戸を超え200戸以内のとき 205,500円

(viii) 住戸数が200戸を超え300戸以内のとき 269,500円

(ix) 住戸数が300戸を超えるとき 316,500円

(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル以内のとき 55,500円

(ii) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 72,500円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 96,000円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 151,500円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 197,000円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき 237,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 276,500円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建基準等省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル以内のとき 125,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 158,500円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 206,000円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 295,500円

		<p>(7) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき</u> <u>512,000円</u></p> <p>オ ア以外の場合で、<u>基準等省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき</u> <u>51,000円</u></p> <p>(2) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき</u> <u>65,000円</u></p> <p>(3) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき</u> <u>85,500円</u></p> <p>(4) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき</u> <u>138,500円</u></p> <p>(5) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき</u> <u>181,000円</u></p> <p>(6) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき</u> <u>217,500円</u></p> <p>(7) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき</u> <u>255,000円</u></p>
55の19	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の17アの額に、前号の合算した額を加算し、第55号の17イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
55の20	(略)	(略)
55の21	(略)	(略)
55の22	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1

		<p>(v) <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 365,500円</u></p> <p>(vi) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき 433,500円</u></p> <p>(vii) <u>床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 494,500円</u></p> <p>(5) <u>住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（基準等省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合に限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>(i) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のとき 45,500円</u></p> <p>(ii) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 59,000円</u></p> <p>(iii) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 79,000円</u></p> <p>(iv) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 129,500円</u></p> <p>(v) <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 171,500円</u></p> <p>(vi) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき 207,000円</u></p> <p>(vii) <u>床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 243,000円</u></p>
55の19	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の17アの額に、前号の <u>ア</u> 又は <u>イ</u> の合算した額を加算し、第55号の17イ又は <u>ウ</u> に掲げる場合はそれぞれ同号イ又は <u>ウ</u> に定める額を更に加算して得た額
55の20	(略)	(略)
55の21	(略)	(略)
55の22	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1

	<p>する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(ii)から(ii)まで及びイ(2)、第55号の24ア(2)及びイ(2)並びに第55号の26ア(2)、イ(2)及びウ(2)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円</p> <p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円</p> <p>(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円</p> <p>(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 66,000円</p> <p>(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 121,000円</p> <p>(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 183,000円</p> <p>エ・オ (略)</p>
55の23	(略)	(略)

	<p>する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) 床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(ii)から(ii)まで及びイ(2)、第55号の24ア(2)及びイ(2)並びに第55号の26ア(2)及びイ(2)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円</p> <p>(ii)～(ii) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p>
<p>55の 23</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

55の 24	建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定の申 請に対する審査（次号に規 定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追 加される建築物については、第55号の22に定める額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の場合で、<u>基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準に適合するもの</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ウ <u>ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定 める基準に適合するもの</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める 額</u></p> <p>① <u>床面積の合計が200平方メートル未満のとき 10,000円</u></p> <p>② <u>床面積の合計が200平方メートル以上のとき 11,000円</u></p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額</u></p> <p>① <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき 19,000円</u></p> <p>② <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のとき 33,000円</u></p> <p>③ <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のとき 60,500円</u></p> <p>④ <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 91,500円</u></p> <p>エ・オ (略)</p>
55の 25	(略)	(略)
55の 26	建築物エネルギー消費性能 に係る認定の申請に対する 審査	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ア以外の場合で、<u>基準等省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2) 又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額</u></p> <p>① <u>床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円</u></p>

55の 24	建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定の申 請に対する審査（次号に規 定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追 加される建築物については、第55号の22に定める額とする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ ア以外の場合で、<u>基準等省令第10条第2号イ及びロ</u>に定める 基準に適合するもの</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>ウ・エ （略）</p>
55の 25	(略)	(略)
55の 26	建築物エネルギー消費性能 に係る認定の申請に対する 審査	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ ア以外の場合で、<u>基準等省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u> 又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の 床面積を除く。iiからiiiまでにおいて同じ。）</u>の合計が300 平方メートル未満のとき 38,000円</p>

		(ii)～(iv) (略)
		エ・オ (略)
~~~~~		
備考 (略)		

		(ii)～(iv) (略)
		エ・オ (略)
備考 (略)		

議案第44号の参考資料

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) コネクタと電気自動車等が確</p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合には、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面する場合を除き、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確</p>

改正案	現行
<p>実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタについて、十分な強度を有するものを除き、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(17) <u>急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)</u>を内蔵しないこと。</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p>	<p>実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。)</u>について、十分な強度を有するものを除き、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p>

改正案	現行
<p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)</p> <p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>

改正案	現行												
<p>6・7 (略)</p> <p>別表第4から別表第7まで 削除</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>別表第4から別表第6まで 削除</p> <p>別表第7 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="863 353 1441 1111"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 353 1066 405">表示の種類</th> <th data-bbox="1066 353 1294 405">図記号</th> <th data-bbox="1294 353 1441 405">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 405 1066 667"> <p>禁煙である旨の表示</p> </td> <td data-bbox="1066 405 1294 667">  </td> <td data-bbox="1294 405 1441 667"> <p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 667 1066 929"> <p>火気厳禁である旨の表示</p> </td> <td data-bbox="1066 667 1294 929">  </td> <td data-bbox="1294 667 1441 929"> <p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 929 1066 1111"> <p>喫煙所である旨の表示</p> </td> <td data-bbox="1066 929 1294 1111">  </td> <td data-bbox="1294 929 1441 1111"> <p>記号は黒、地は白</p> </td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	<p>禁煙である旨の表示</p>		<p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p>	<p>火気厳禁である旨の表示</p>		<p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p>	<p>喫煙所である旨の表示</p>		<p>記号は黒、地は白</p>
表示の種類	図記号	色											
<p>禁煙である旨の表示</p>		<p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p>											
<p>火気厳禁である旨の表示</p>		<p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p>											
<p>喫煙所である旨の表示</p>		<p>記号は黒、地は白</p>											

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事			
工 事 場 所	熊谷市大原三丁目4番1号			
入 札 年 月 日	令和5年3月20日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
248,050,000 円	248,050,000 円	228,206,000 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
22,550,000 円	225,500,000 円	207,460,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	187,000,000 円		失格
2	(株)時田工務店	222,000,000	2	
3	松坂屋建材(株)	202,000,000		失格
4	大和建设(株)	220,000,000	1	落札
5				
6				
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
大和建设(株)	220,000,000 円	22,000,000 円	242,000,000 円

1 工 事 名 熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事

2 工事場所 熊谷市大原三丁目4番1号

3 工事概要

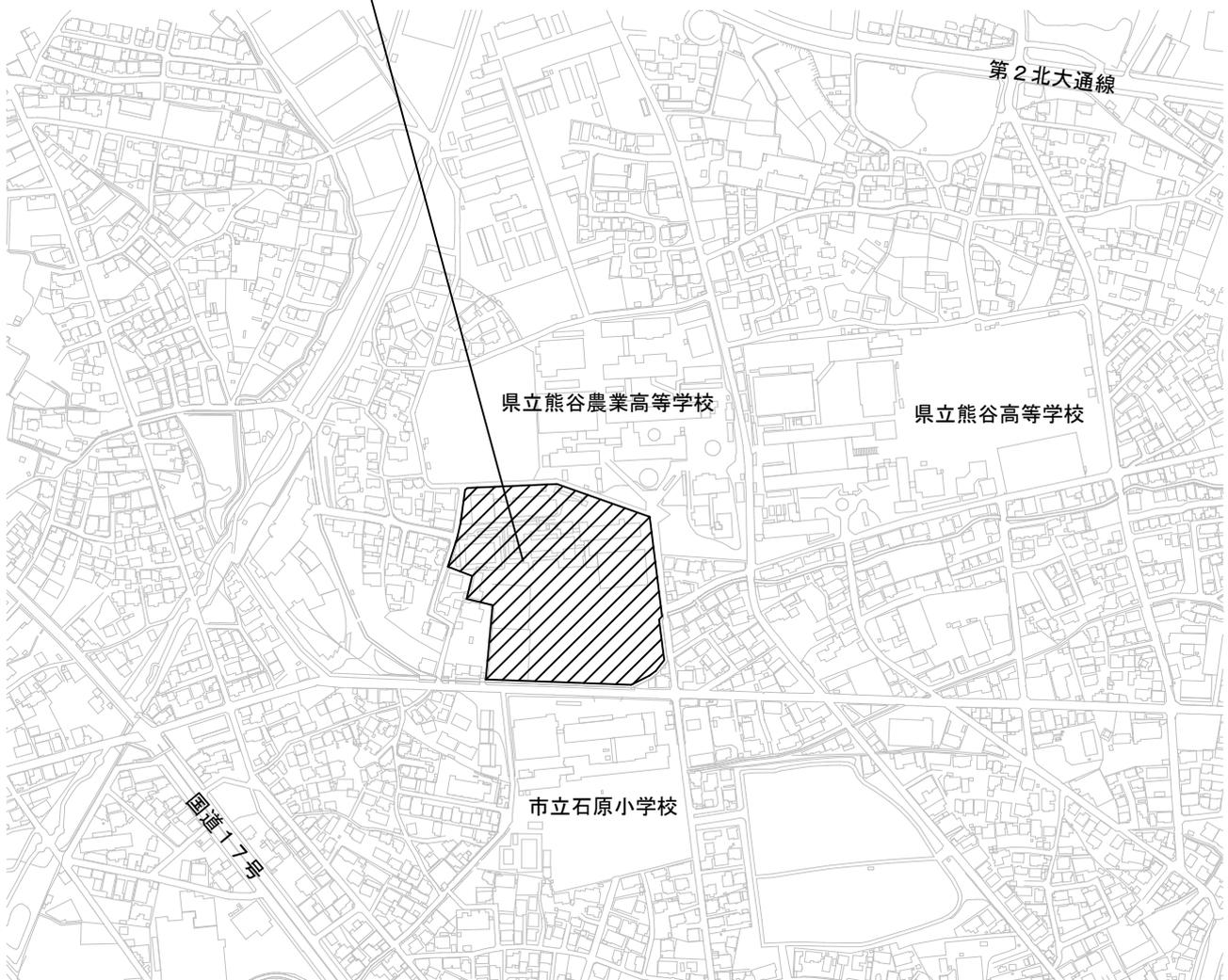
- (1) 建具改修工事
- (2) 内装改修工事
- (3) 塗装改修工事
- (4) その他

4 建物概要

構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て

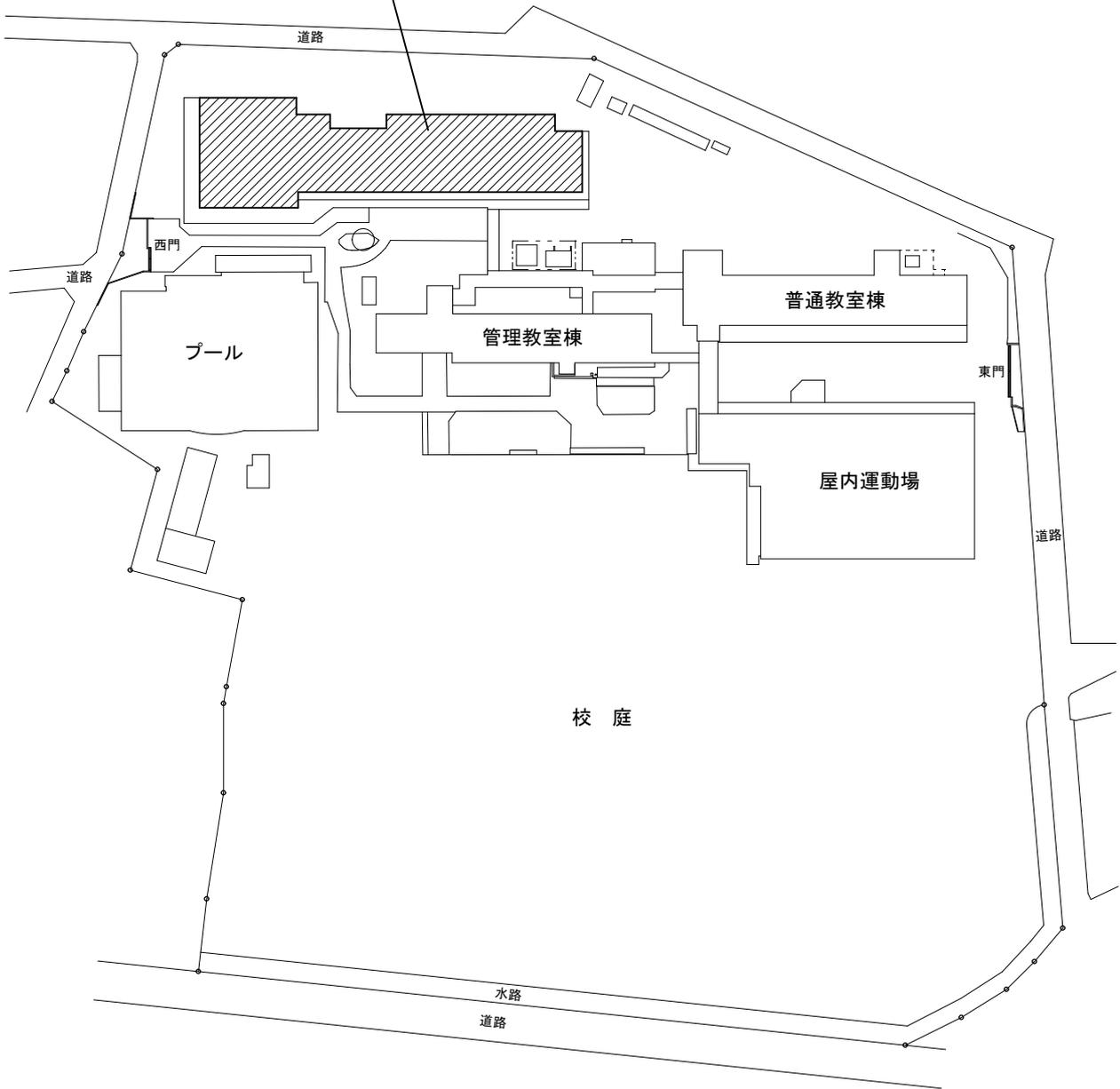
面 積 延べ面積 2,417 m<sup>2</sup>

工事場所：熊谷市大原三丁目4番1号  
熊谷市立大原中学校

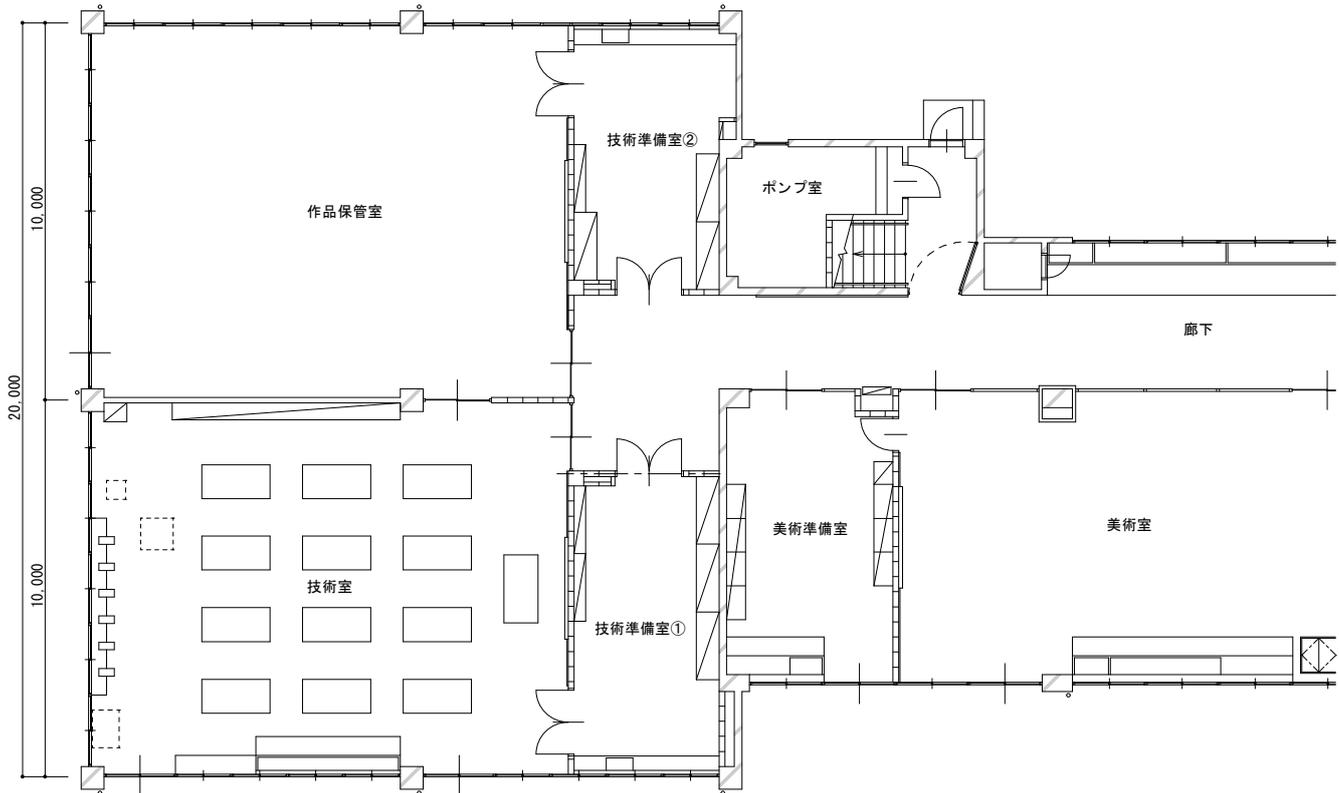
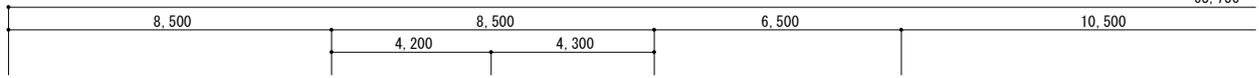


# 案内図

工事対象建物：特別教室棟

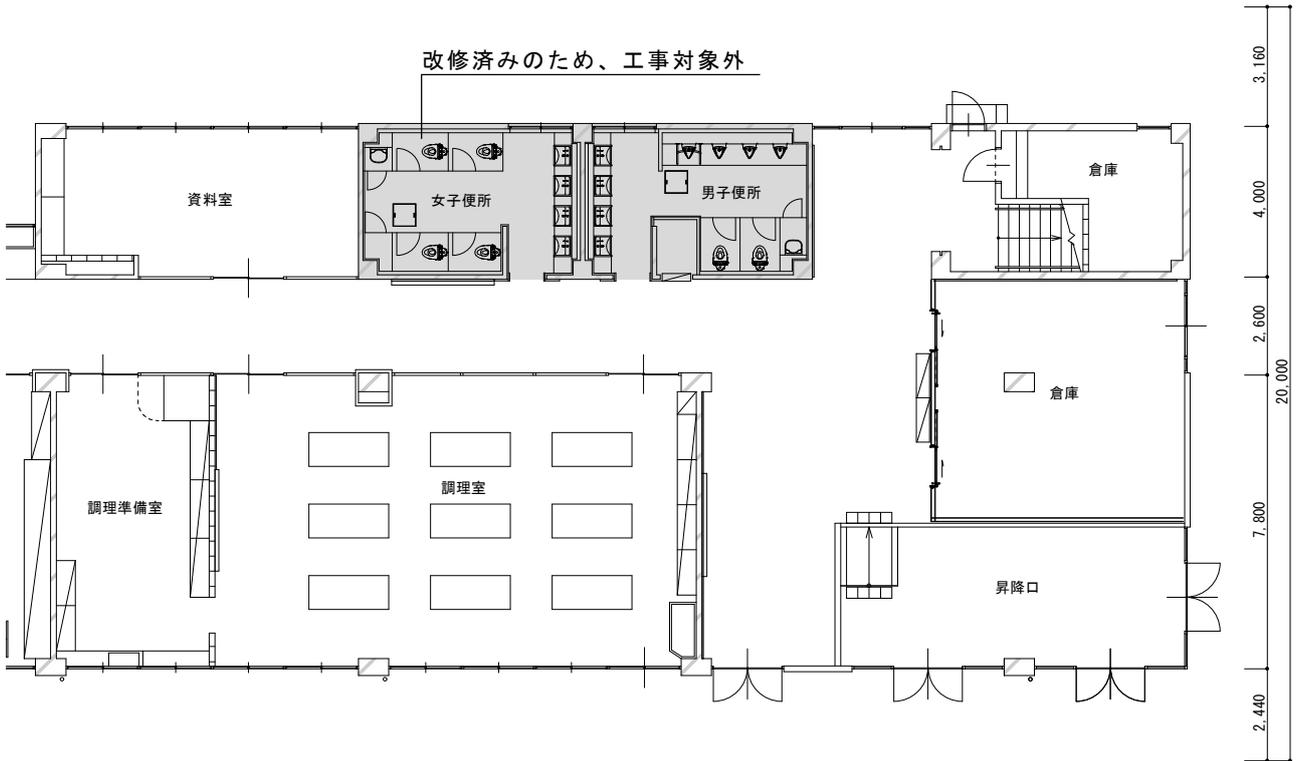
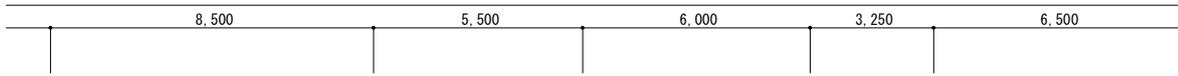


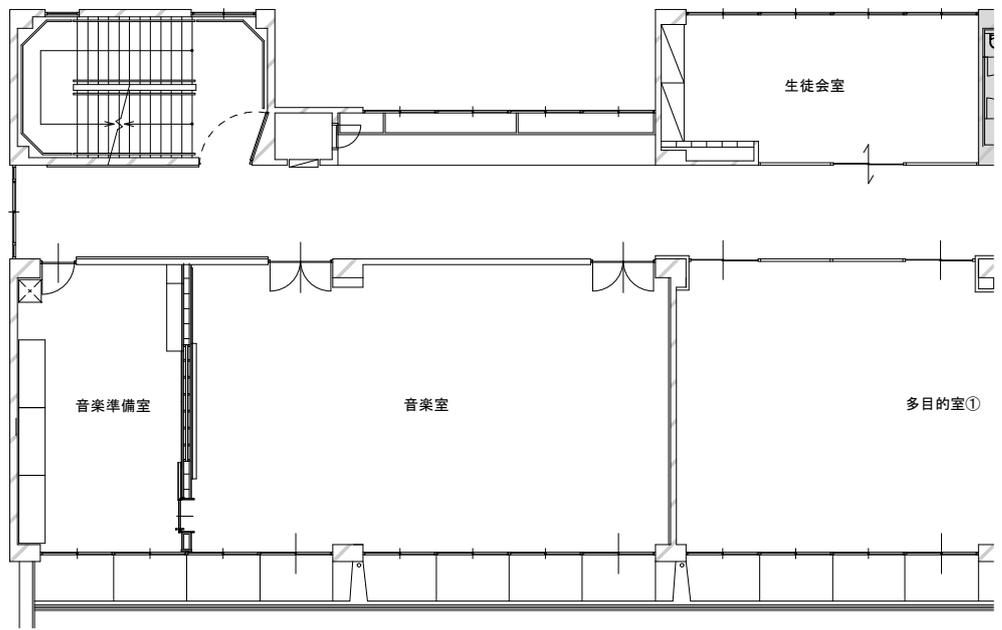
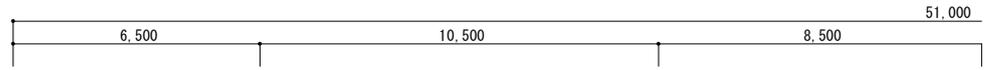
配置図 縮尺：1/1200



平面図 縮尺 : 1/200

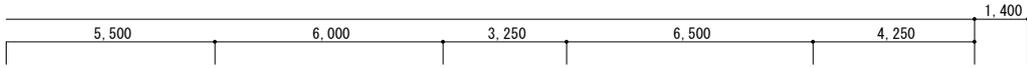
1階



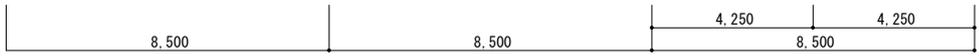
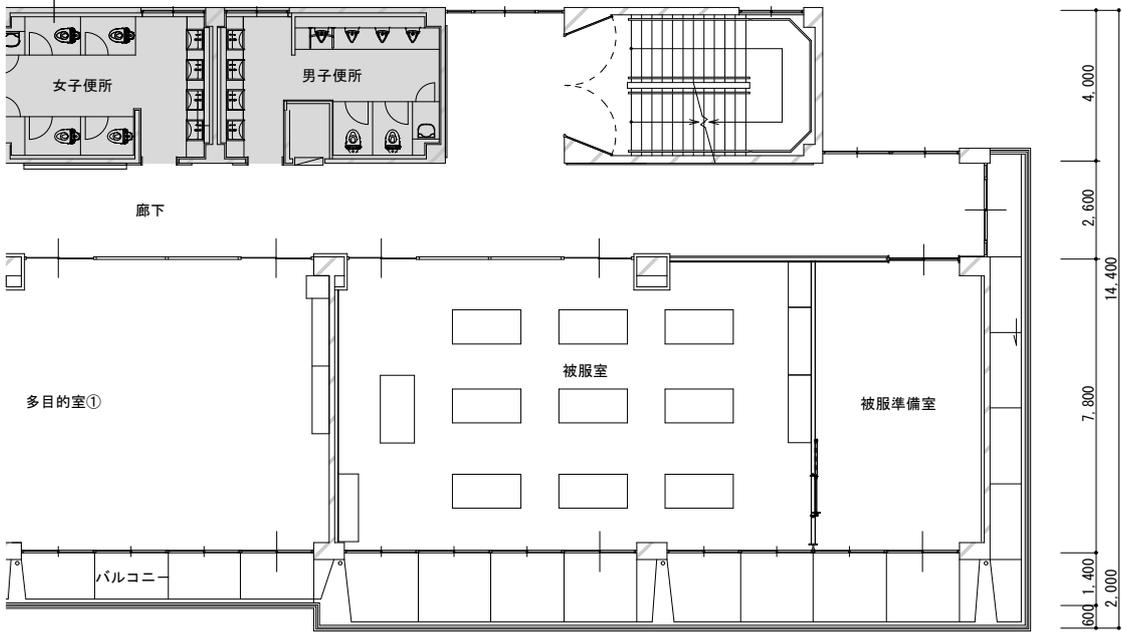


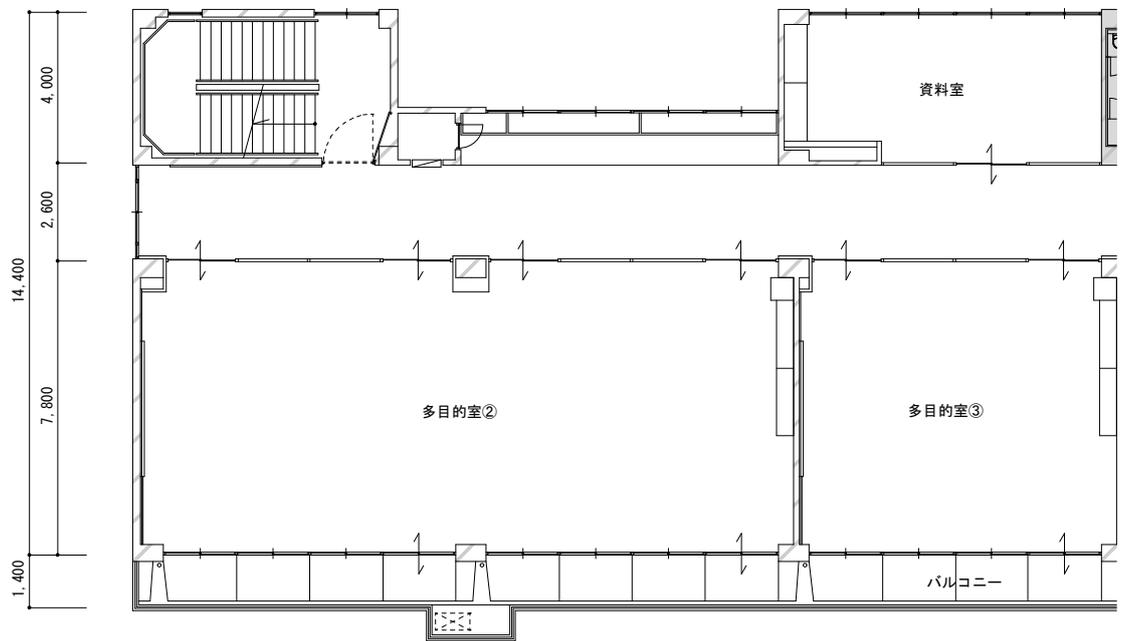
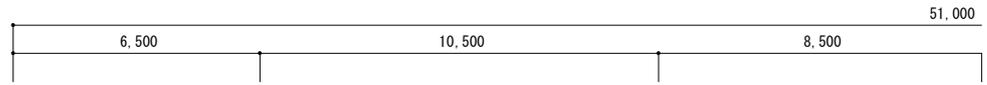
平面図 縮尺：1/200

2階



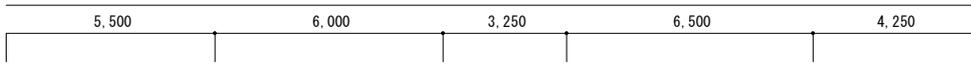
改修済みのため、工事対象外



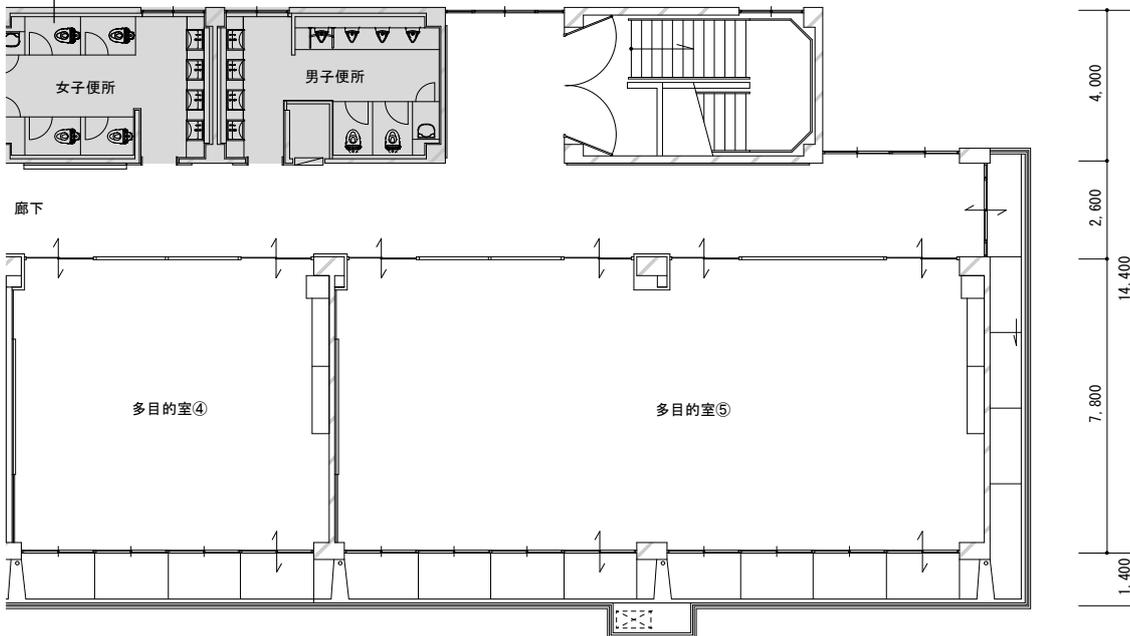


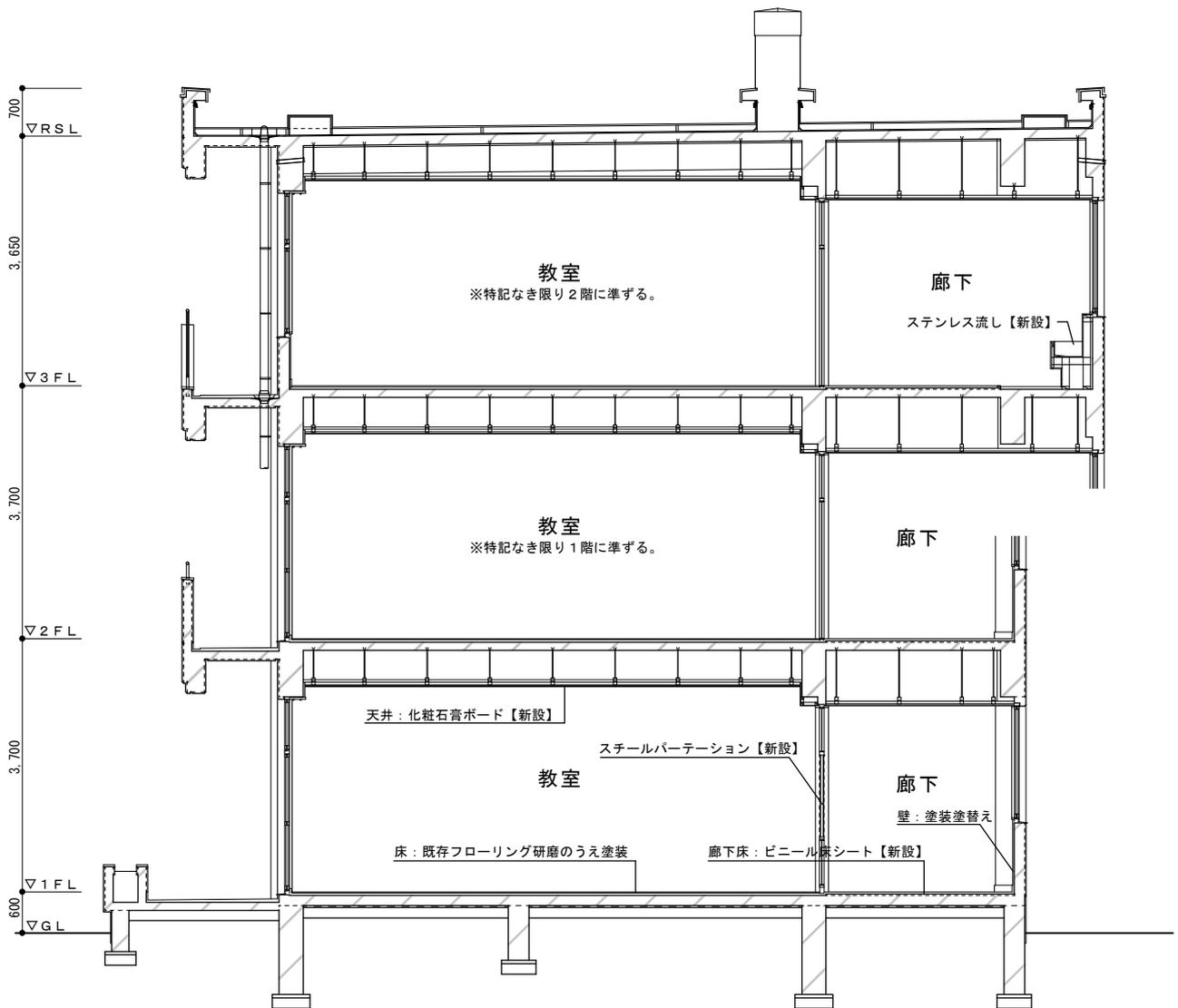
平面図 縮尺：1/200

3階



改修済みのため、工事対象外





断面図 縮尺：1/100

議案第46号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名		高規格救急自動車		
納 入 場 所		熊谷市消防本部		
入 札 年 月 日		令和5年5月15日		
入 札 対 象 額		予 定 価 格	—	
39,000,000 円		39,000,000 円	—	
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	埼玉トヨタ自動車(株)熊谷店	無効	円	
2	埼玉日産自動車(株)熊谷店	31,108,000	1	落札
3	(株)日産サティオ埼玉北	辞退		
4	日産プリンス埼玉販売(株)法人営業部	辞退		
5	(株)ネイチャー	辞退		
6	小池(株)	辞退		
7	(株)モリタ東京支店	33,600,000	2	
8	(株)ベルリング千葉営業所	辞退		
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
埼玉日産自動車(株)熊谷店	31,108,000 円	3,110,800 円	34,218,800 円

議案第47号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名		消防ポンプ自動車(CD-I型)		
納 入 場 所		熊谷市消防本部		
入 札 年 月 日		令和5年5月16日		
入 札 対 象 額		予 定 価 格	—	
66,600,000 円		66,600,000 円	—	
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	小池(株)	62,400,000 円	3	
2	(株)篠崎ポンプ機械製作所	63,000,000	5	
3	ジーエムいちはら工業(株)東京営業所	63,300,000	6	
4	日本ドライケミカル(株)車輛営業部	辞退		
5	(株)ナカムラ消防化学東京営業所	辞退		
6	長野ポンプ(株)東京営業所	62,700,000	4	
7	日本機械工業(株)本社営業部	64,260,000	7	
8	(株)ネイチャー	62,250,000	2	
9	(株)野口ポンプ製作所	辞退		
10	(株)モリタ東京支店	59,550,000	1	落札

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)モリタ東京支店	59,550,000 円	5,955,000 円	65,505,000 円

議案第48号の参考資料

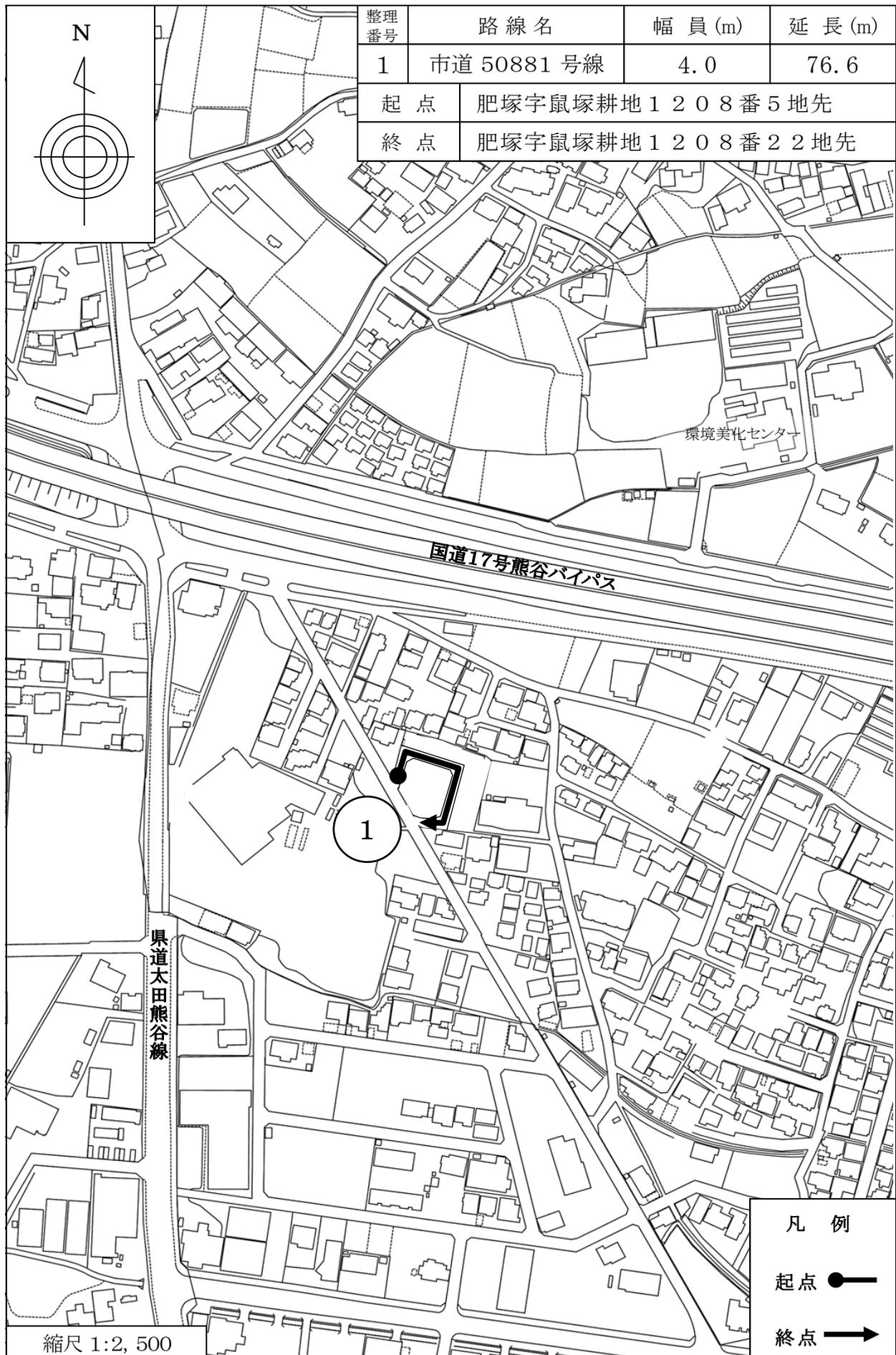
業 者 名 及 び 入 札 結 果

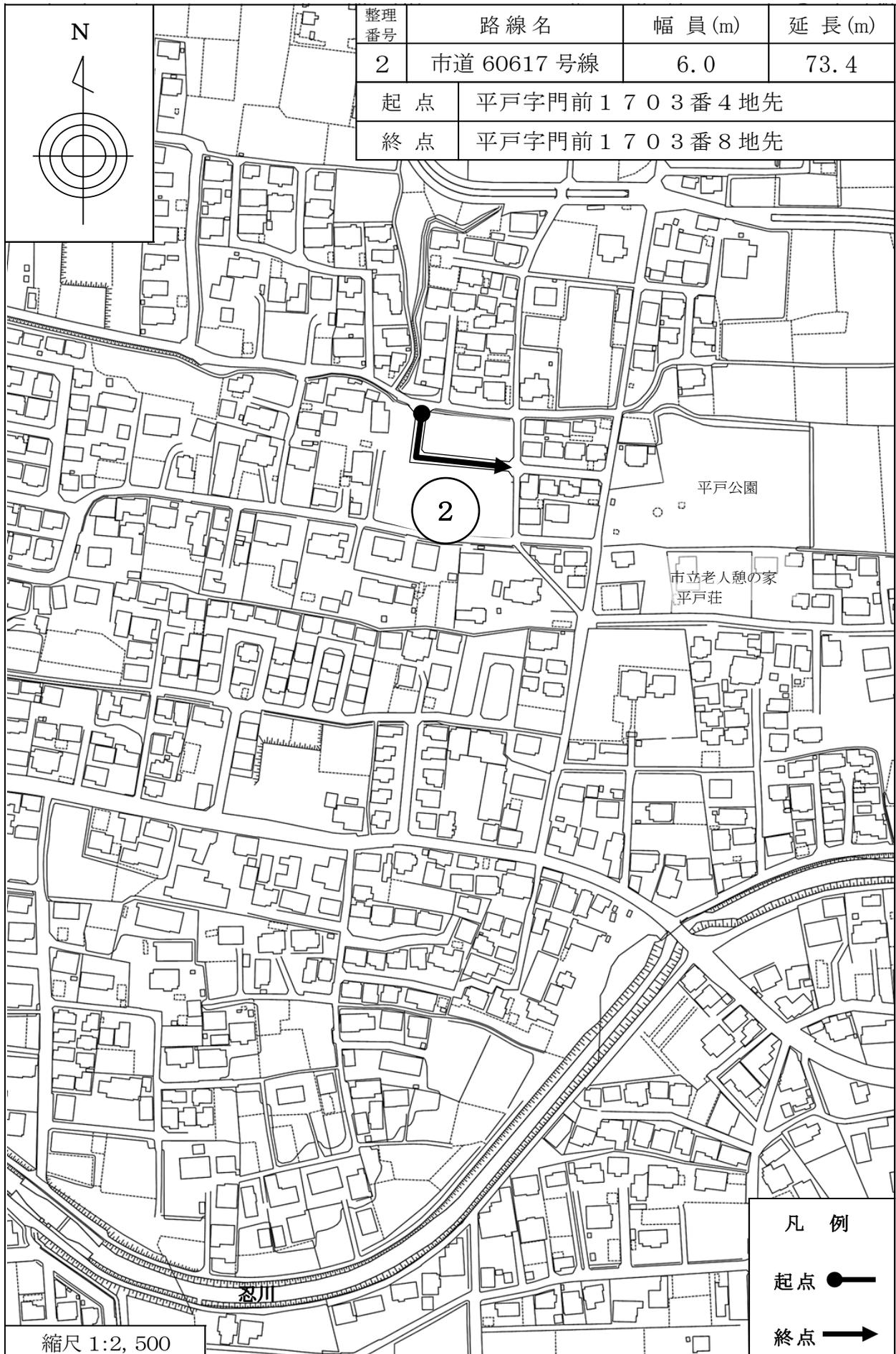
物 件 名	高度救命処置用資機材等					
納 入 場 所	熊谷市消防本部					
入 札 年 月 日	第1回 令和5年5月16日 第2回 令和5年5月17日					
入 札 対 象 額	予 定 価 格		-			
37,000,000 円	37,000,000 円		-			
番 号	業 者 名	入 札 額				結 果
		第1回		第2回		
		金 額	順 位	金 額	順 位	
1	(株)高橋医科器械店	円 辞退		円		
2	(株)サイボウ	円 辞退				
3	日本船舶薬品(株)関東営業所	33,800,000	1	33,000,000	1	落札
4	(株)栗原医療器械店熊谷支店	円 辞退				
5	埼玉消防機械(株)	円 辞退				
6	エイバン商事(株)	34,500,000	2	33,700,000	2	
7	(株)ベルリング千葉営業所	円 辞退				
8						
9						
10						

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
日本船舶薬品(株)関東営業所	33,000,000 円	3,300,000 円	36,300,000 円

## 認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 50881 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道 60617 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため





## 廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 江南4139 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

